

飼い犬のふんの片づけは飼主の責任です！！

(豊田市の環境を守り育てる条例 第26条で定められています)



**住民の皆さん同士でも気をつけ合い
きまいを守って住みよい社会をつくしましょう😊**

違反する行為がある場合には、違反者に直接指導に行くことがあります。

豊田市動物愛護センター

TEL : 0565-42-2533

Mail : doubutsu-aigo@city.toyota.aichi.jp